

# 「な」と「マ」の対照研究

金秀榮\*

momochang35@hanmail.net

安秉坤\*\*

bgan@gnu.ac.kr

## 〈目次〉

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| 1. はじめに             | 3.2 続行阻止 |
| 2. 先行研究             | 3.3 行為維持 |
| 3. 否定命令表現「な」と「マ」の対照 | 3.4 未然防止 |
| 3.1 再発防止            | 4. まとめ   |

主題語: 否定命令表現(negation order expression), 再発防止(prevention of recurrence), 続行阻止(continuation check), 行為維持(act maintenance), 未然防止(prior prevention)

## 1. はじめに

言語がもつ機能の重要な一つの側面に、聞き手にある行為の実行を命じたり、頼んだりするというものがある。ある行為の実行を聞き手に要求する<命令>や<依頼>に対して、その行為を実行しないことを要求するのが<禁止>であり、行為要求の表現の一種である。そして、<禁止>はその意味で<否定命令><否定依頼>と呼ぶこともでき、もっとも直接的に禁止を表すのは「するな」である(日本語教育事典2005)。

従来の命令文に関する研究は主に肯定命令文を中心に行われ、否定命令についての研究は数少ない。そのうえ、否定命令の意味用法では、対象になる行為が実現されているかどうかという「行為実現」だけに焦点が置かれている(仁田1991、村上1993、安達2002)。なお、否定命令の典型的なものだけが指摘され、典型的なものからずれているものにはあまり注意が払われていない。そういうわけで、本稿では、日韓両言語の否定命令表現「な」と「マ」<sup>1)</sup>の意味用法を「行為実現」以外の観点、禁止の対象となる行為が成立する時間を加えて

\* 慶尚大学校 大学院 博士課程

\*\* 慶尚大学校 教授

考察する。そして、否定命令の典型的な用法ではなく、否定命令の典型的な用法ではない文にも注目し、その特徴を探っていく。対象にした資料は次の<表 1>の通りである。

&lt;表 1&gt; 対象資料

日本語のドラマ	韓国語のドラマ
「いま会いにゆきます(1話～10話)」 2005年、TBS	「9회말2아웃(1부～16부)」 2007년, MBC
「ガリレオ(1話～10話)」 2008年、フジテレビ	「고맙습니다(1부～16부)」 2007년, MBC
「花より男(1話～9話)」 2005年、TBS	「진빵선생과별사탕(1부～16부)」 2005년, SBS
「花ざかりの君たちへ(1話～12話)」 2007年、フジテレビ	「쾌걸 춘향(1부～16부)」 2005년, KBS
「薔薇のない花屋(1話～11話)」 2008年、フジテレビ	「환상의 커플(1부～16부)」 2006년, MBC
「プロポーズ大作戦(1話～11話)」 2007年、フジテレビ(以下プロ)	
「流星の絆(1話～10話)」 2008年、TBS	
「輪舞曲(1話～11話)」 2006年、TBS	

分析の対象をテレビドラマにした理由として、文末表現の特徴がよく現れるものが会話文(話しことば)と考えるためである。すなわちテレビドラマは日常生活において日常的に使われている話しことばをよく反映しているため、日本語と韓国語の否定命令表現「な」と「叭」の相対的特徴を分析する資料として適切であると判断したのである。そして、上のドラマは、時代劇を除いて筆者が日本にいる間に放送されていたものの中で、話題になったものであったり、視聴率が高かったものである。また、多様な人間関係や状況からの分析ができるよう様々なジャンルドラマを選んだ。

## 2. 先行研究

仁田(1991)では、動詞の示す「自己制御性」・「事態実現」によって、動詞の命令形の表す意味・用法を下位分類している。動詞の「自己制御性」<sup>2)</sup>は、度合い・程度により「非自己制御

1) 「叭」の後ろに「叭」が付いた「마라」も同様に考察対象にする。

性<sup>3)</sup>「達成の自己制御性」<sup>4)</sup>「過程の自己制御性」<sup>5)</sup>に分けている。「非自己制御性」の動詞は命令の文を作らないが、「達成:過程の自己制御性」の動詞は、それぞれ「達成命令」<sup>6)</sup>と「過程命令」<sup>7)</sup>を作ることができるとしている。「事態実現」は、禁止されている事態そのものが既実現で、事態そのものが存在している場合を「続行阻止」、禁止されている事態がまだ実現せず、事態そのものが存しない場合を、「未然防止」と名付けている。

村上(1993)では、「するな」のかたちの文も、命令の場面構造の中で使用され、聞き手の動作の実現・非実現に対して積極的にかかわりを持つという点で、命令文のひとつのタイプであるとする。「するな」の文には聞き手の動作がすでに始まっていて、その動作や状態の中止・中断をもとめる「制止的な禁止」と、聞き手がこれから行おうとする動作、あるいは行う可能性のある動作について、行わないようにならかじめ要求する「予防的な禁止」の二つがあるとした。

安達(2002)では、肯定の「しろ」「しなさい」文と否定の「するな」文を中心に、命令文における行為の性質に関しては、「意志性」と「行為の未実現性」が問題になるとする。「意志性」は、3つのタイプに分けている。行為の実行が行為者である聞き手の意志によってコントロールできるものを、「実行命令」とし、行為の実行を行はれる者が完全にコントロールできるほど強くはないものの、ある程度の意志性を有するものを、「努力命令」としている。第3タイプは、意志性がない場合で、「命令」は成り立たないとする。「行為の未実現性」は、発話時点において行為が未実現であれば、肯定命令は「発動命令」であり、禁止命令は「予防的な禁止」である。行為がすでに実行している場合であれば、肯定命令は「持続命令」であり、禁止命令は「阻止的な禁止」である。

先行研究を内容が同じようなものでまとめると、仁田(1991)の「続行阻止」と村上(1993)の「制止的な禁止」安達(2002)の「阻止的な禁止」が類似し、仁田(1991)の「未然防止」と村上

- 2) 「自己制御性」とは、動きの主体が、自分の意志でもって、動きの実現化を計り、動きを遂行・達成することができるといった性質のものである。
- 3) 「非自己制御性」とは、動きの主体が動きの発生・過程・達成を全く自分の意志でもって制御できないものである。
- 4) 「達成の自己制御性」とは、動きの主体が、動きの発生・過程だけではなく、動きの成立そのものの動きの達成をも自分の意志でもって制御できるものである。
- 5) 「過程の自己制御性」とは、動きの成立そのものの動きの達成は自分の意志でもって制御できないが、動きの成立・達成に至る過程、動きの達成への企ては自分の意志でもって制御できるものである。
- 6) 「達成命令」とは、動きの達成に向けての動き、つまり動き達成への過程、動き達成への企ての遂行だけではなく、動きの成立そのものの動きの達成を命じたものである。
- 7) 「過程命令」とは、動きの成立そのものの動きの達成ではなく動き達成への過程・企ての遂行を命じたものである。

(1993)の「予防的な禁止」と安達(2002)「予防的な禁止」が類似している。

先行研究から否定命令の意味用法の分類は、名称は少しずつ異なっているものの、「意志性」と「行為実現」により分類されている。

「意志性」についてみると、仁田(1991)で「意志性」の度合いにより分けられた、3つのタイプの動詞をみると、意志性を持っている動詞は「行く、食べる、殴る、読む、書く」などであり、ある程度意志性を持っている動詞は「落ち着く、勝つ、合格する、しっかりする、思い出す」などであり、意志性を持っていない動詞は「呆れる、飽きる、慌てる、困る」などであるという。

例として挙げられている動詞を見ると、意志性を持っている動詞は、肯定命令も否定命令も作れるのができるが、ある程度意志性を持っている動詞は、肯定命令としては問題ないが、否定命令にすると、「落ち着くな、勝つな、合格するな、しっかりするな」等は、特別な文脈なしには、否定命令としては居心地が悪い。意志性を持っていない動詞は、仁田(1991)で命令の文を作らないという。

そのために、仁田(1991)で命令文の成立条件<sup>8)</sup>のうち、「聞き手は、自分の意志でもって、その動きの実現化を計り、その動きを遂行達成することができる」という条件を満たすものは、動作意志動詞と言える。本稿では様々な動詞の種類の中で否定命令の文を作ることができる、意志性を持っている動詞「行く、食べる、殴る、読む、書く」などのような動作意志動詞を対象にすることにする。

仁田(1991)と安達(2002)での「行為実現」は、その行為が実現されているかどうかによって、下位分類をしたが、例文(1)のような行為がすでに実現してしまった過去である場合もある。

例文(1)佐野：もう二度と、ここには来んなよ！

(花ざ10話)

上の例文(1)は、先行研究での「行為実現」による分類、「続行阻止」「未然防止」には当てはまらないと思われる。

先行研究から、否定命令表現「な」の意味用法の分類基準を再考する必要があると判断される。

8) 命令文の成立条件として、I.話し手は、相手たる聞き手がある動きを実現することを、望んでおり、話し手にとって、相手が実現する事態は、都合のよい望ましい好ましいものである。II.聞き手は、自分の意志でもって、その動きの実現化を計り、その動きを遂行達成することができる。III.命令されている事態は、まだ実現されていない事態である。

以上のような先行研究を踏まえて、本稿では、基本的に先行研究の禁止表現「な」の意味機能の分類基準である、「意志性」と「行為実現」を受け入れながらも、本稿で「意志性」というものは動作動詞・意志動詞だけを指し、「行為実現」には、命令の対象になる行為が行われる時点を加えて、否定命令表現「な」と「マ」の意味用法を分けることとする。

先行研究での「行為実現」を行為成立の時点から見ると、名称は多少違うが、仁田(1991)の「続行阻止」と村上(1993)の「制止的な禁止」と安達(2002)の「阻止的な禁止」は、命令される行為が発話時に行われている現在である。仁田(1991)「未然防止」と村上(1993)の「予防的な禁止」と安達(2002)「予防的な禁止」は行為がまだ行っていない、未来である。

### 3. 否定命令表現「な」と「マ」の対照

村上(1993)で命令文のガ格は2人称しか取りえないという。否定命令文の場合を見てみると、

例文(2) 静奈：どうしたの？この車。

功一：触るな、触るな！これ盗難車だから。

泰輔：盗難車って？

(流7話)

例文(3) 몽룡: 야, 서로 궁금한 거랑 오해는 대화로 풀어야지.

대화하자고 찾아온 사람 이렇게 내쫓는 게 어디 있나!

춘향: 들어오지 마. 가!

몽룡: 왜 이렇게 까지 쫓아내는데?

(쾌7화)

例文(2)と(3)のガ格は欠けているが、日本語の「な」文も韓国語の「マ」文も2人称の聞き手である。しかし、3人称名詞で表されている場合もある。

例文(4) 静奈：わあ！いい匂い！

泰輔：またハヤシライスかよ。

功一：食いたくないやつは食うな！

幸博：お、功一。

泰輔：ごめん。

(流2話)

例文(4)は、また夕飯のメニューがハヤシライスであることに対する不満を言う場面で、その不満を言った、話し手の弟である「泰輔」を、3人称者的に捉えて表現したものである。仁田(1991)で、話しの場にいる相手の性格規定を施すために、3人称者的にとらえるという。

### 3.1 再発防止

「再発防止」の意味用法で禁止の対象になる行為は、すでに行われた過去のものである。

例文(5)佐野：どうして親父がここにいるんだ。

森：は？

神楽坂：佐野コーチはこの強化練習の提案者だ。

森：そういうこと。

5年前みたいに逃げ出すなよ。

どけよ。

(花ざ10話)

例文(6)ショウ：それともう一つ、パソコンのキーを叩いて下さい。

タベ、芝浦の方向に出航している船は、90隻、

伊崎：わかった。あとはこっちが引き継ぐ。

おまえはもうこれ以上コミットするな。

ショウ：捜査に踏み切れば、数千人の警官を動かすことになる。

警察内のモグラから、情報は神狗に筒抜けになりますよ。

(輪6話)

例文(7)江夏：安仁屋、こんなクソばっか集めて、マジで甲子園以降としてんのか？

安仁屋：うるせーな！ぶっ殺すぞ！

川藤：こらっ！！

ケンカしたいやつはグラウンドの外で！！

ユニフォームを脱いでやれ！

そして二度とここに戻ってくるな！！

(ハ7話)

例文(5)は、過去に一回したことのある動作について、今回また同じことをしないようにするもので、例文(6)は、過去から現在までずっと関わっていることに対して、これからは関わらないようにするものである。例文(7)は、発話時にすでにその場所に来ているが、

けんかが終わってからはもう来ないようにするものである。

例文(5)と(6)と(7)は、話し手が聞き手に向かって、「逃げ出すな、コミットするな、戻ってくるな」という時、禁止の対象になる行為はすでに終わったものであったり、過去から現在まで続けられているものであったり、変化の結果の状態が継続されているもので、今後再び「逃げ出す」「コミットする」「戻ってくる」という動作が繰り返されないようにする。このような「再発防止」の用法は、例文(25)の「5年前みたいに」、例文(26)と(27)の「もう」「二度と」などの副詞句と共に起する。

韓国語の例文を見てみると、

例文(8)몽룡: 서울 와서 다시 만나기로 약속했던 말이야.

지혁: 춘향이가 만나고 싶지 않네. 찾지 마라.

몽룡: 지혁아,

지혁: 나, 지금 너한대 갈기고 싶은데 춘향이 봐서 참는 거다.

가라, **다시는** 찾아오지 마.

(제6화)

例文(9)유경: 와줘서 고마워. 괜히 불러서 미안해.

철수: 유경아, **이제** 이렇게 부르지 마.

너한테 내가 달려와 주는 거 그만해야 되잖아.

(제9화)

例文(8)は、発話時にすでにその場所に来ているが、これからはもう探しに来ないようとするもので、例文(9)は、聞き手に呼ばれて来ているが、今後またそんなことをしないようとするものである。

例文(8)と(9)は、話し手が聞き手に対して、「찾아오지 마, 부르지 마」という時、相手の動作は過去から現在まで続けられているもので、今後繰り返す余地のある「찾아오다」「부르다」という動作が再びおこなわぬようとし、「다신, 이제」などの副詞句と共に起している。

日本語の「な」と韓国語の「마」の「再発防止」用法は、命令の対象になる行為が成立した時点は過去で、過去に一回やったことのある動作、過去から現在まで続けている動作に対し、「もう、二度と」などの副詞と共に起し、これからはしないようとするものである。

### 3.2 続行阻止

「続行阻止」の意味用法で禁止の対象になる行為が行われる時点は、現在である。

例文(10)功一：兄ちゃんたち、いつか見せてやる。

数え切れないぐらいの流れ星。

静奈：やだ、今見たいよ。

功一：泣くなよ。

(流1話)

例文(11)あすか：汚い字！

俊輔：見るなよ。

あすか：いいじやない、どうせ私の名前しか書いてないんでしょ。

(今7話)

例文(10)と(11)は、話し手が聞き手に対して、「泣くな、見るな」という時、聞き手はすでにその動作を実行していて、話し手は聞き手のその動作を中断するよう命じられている。

例文(12)佐野：いい加減にしろ！！

おまえに、親父の何がわかるんだよ。

瑞稀：そりや、詳しいことは、わかんねー、

佐野：だったら、だったら余計なことすんなよ！

(花ざ10話)

例文(13)湯川：つまり、幽体離脱をして車を見たんじゃない。

上村：何言ってんだ、あんた。いい加減なことを言うな。

湯川：証拠をお見せいたしましょう。

(ガ2話)

例文(12)と(13)は、仁田(1991)で命令文の成立条件のうちの、「聞き手は、自分の意志でもって、その動きの実現化を計り、その動きを遂行・達成することができる」というものを満たし、述語が意志動作動詞の「する」である。しかし、「余計な」「いい加減な」のような話し手の当該の行為に対するマイナス評価の句が付加され、聞き手にその動作を断念させようという警告の意味に近い。

韓国語の例文を見てみると、

例文(14)봄: 아니에요! 그 언니가 나한테 가지라고,  
어! 배에서 봤던 아저씨다!  
기서: 그래. 나 그 언니랑 같이 있었던 아저씨야!  
그러니까 이건 내 께 맞지? 내가 주인이야.  
따라 오지 마.  
봄: 씨, 나 하라고 했는데, 씨. (고2화)

例文(15)안나: 돈 주웠다고 나보다 더 좋아 날뛴 너는,  
철수: 이렇게 보니까, 나를 예쁘다. 자세히 좀 보자.  
안나: 보지 마. 저리가! (환4화)

例文(14)と(15)日本語の「な」と同じように、例文(14)と(15)は、話し手が聞き手に対して、「 따라 오지 마、보지 마」という時、聞き手はすでにその動作をはじめており、話し手は聞き手に実行中である動作を中断するよう求めている。

例文(16)유경: 그게, 기억항상에 좋은 총명탕이래요.  
하루 세끼 열심히 드시고, 빨리 기억 찾아서, 빨리 집에 가세요.  
안나: 글쎄, 누가 집에 간대?  
꽃다발, 자꾸 나 건들지 마.  
니가 자꾸 건들면 평생 기억 안 난다고 장 철수한테 확 진짜  
붙어 버리는 수가 있어. (환12화)

例文(17)안나: 뭐 그럼, 상실이가 그런 상실이였어?  
철수: 맞는 말이잖아.  
안나: 장 철수, 너 겁 대가리를 상실했구나.  
철수: 우리상실이 화났구나.  
안나: 그 이름 부르지 마. 마음에 안 들어  
철수: 왜 입에 짹 붙는다며? 나도 상실이가 좋은데. (환16화)

例文(16)は、述語が意志動作動詞の「건들다」であるが、命令というより、命令される行為が続けて行われたらどうなるかを聞き手に示し、動作の実行を牽制するような警告の意味に近い。例文(17)も、述語が意志動作動詞の「건들다」であるが、命令というより、「상실」と呼ばれて、不愉快であるように、対象となる行為が話し手にとって不快感を与えること

を表す、不満表明に近い。

日本語の「な」と韓国語の「나」の「続行阻止」用法は、命令の対象になる行為が成立する時点は現在で、すでに実行している行為をやめるように命じるものである。しかし、述語が意志・動作動詞の場合でも、場面状況によって、話し手の当該の行為に対するマイナス評価の句が付加され、命令の意味より、聞き手にその動作を断念させようという警告の意味に近くになる場合もある。

### 3.3 行為維持

「行為維持」の意味用法で禁止の対象になる行為が行われる時点は、現在である。

例文(18) 礼：もしもし。

健：今どこ！？

礼：え？、研究室だけど。

健：そこ動くなよ。

礼：は！？

健：今からそこ行くから、そこ動くなよ。

礼：何でよ。

健：いいから！

(プ9話)

例文(18)の「動く」の語彙的な意味は「移動する」という運動を表すが、「な」が用いられることにより、文の意味は「研究室を離れずそこにいよ」という意味になる。つまり、話し手が研究室にいる聞き手に対し、今から研究室に行くから、「どこも行かずそこにいる」状態を維持するよう求めている。そのため、「その状態のとおりで変化のない」という意味を持っている「そのまま」を付加すると、

例文(18)'今からそこ行くから、そのままそこ動くなよ。

例文(18)'のように「そのまま」と共起可能で、例文(30)の意味とあまり変わらない。

韓国語の例文を見てみると、

例文(19)현우: 언제까지고 불잡아놓을 순 없잖습니까?

입각할 때 까진 태인일 입원 시켜 놓는다고 해도, 언제까지 가둬  
둘 수 있겠어요?

중섭: 언제까지든 상관없어!

그 자식 정신 차릴 때 까지 한 발자국도 내 보내지 만! (건1화)

例文(20)학도: 그냥 가.

백실장: 예?

학도: 무시하고 가라고.

줄이지 만. 더 끊어.

백실장: 예?

학도: 다 무시하고, 그냥 앞으로 가라고! (쾌9화)

例文(19)の「内보내다」の語彙的意味は「外に出させる」という動作を表すが、「な」が用いられたことにより今まま「家に捕まえておけ」という意味になる。話し手が発話時に「家に捕まえられている」相手をそのまま「家に捕まえられている」状態を維持するよう求めている。

例文(20)は、ナビゲーションから速度を減らすように指示された場面であるが、「な」を用い、話し手は聞き手に速度を減らさずに今ままの状態を維持するよう求めている。

日本語の「な」と韓国語の「ㅁ」の「行為維持」用法は、命令の対象になる行為が成立する時点は現在である。普通の否定命令がある行為をしないようにするものであるが、この「行為維持」用法は、話し手が、発話時にある状態に置かれている聞き手に対し、その状態を維持するよう求めているものである。それで、「その状態のとおりで変化のない」という意味の「そのまま」などと共に起が可能である。

### 3.4 未然防止

「未然防止」で、禁止の対象になる行為が行われる時点は、未来である。

例文(21)類：司、

司：あきら、総二郎。

今日限り、類とは口利くな。

あきら：は？

総二郎：何言ってんだよ。

(花7話)

例文(22)幸博：誰にでも作れる味だと思うか？

それがわかれば、お前にも作れる。

功一：本当？

幸博：ただし、友達の家でなんか作るなよ。

ここで作れ。

(流2話)

例文(21)と(22)は、話し手が聞き手に対して、「口利くな、作るな」という時は、まだ当該の行為は実現されていない、未来に行う可能性があることを懸念して、あらかじめその動作を実行しないように求められている。

例文(23)中津：ない頭で、いろいろ考えたんだけどよ、ここに、いてくんねーかな。

瑞稀：・・・

中津：俺はさ、まだお前と一緒に、高校生活楽しみてーんだよ。

瑞稀：・・・

中津：だから、帰んなよ・・。

瑞稀：ありがとな。

けど・・

(花ざ7話)

例文(23)は、仁田(1991)で命令文の成立条件のうちの、「聞き手は、自分の意志でもって、その動きの実現化を計り、その動きを遂行達成することができる」というものを満たし、述語が意志・動作動詞の「帰る」である。しかし、まだ実現されていない、未来に行う可能性がある動作を実行しないように求める、命令というより、場面状況によって「帰らないでほしい」というような聞き手がある行為をするように望む、話し手の願いに近くなる。

例文(24)功一：実は、俺も同じ事を考えてた。

静奈：え？

功一：俺たち三人じゃ、どうにもならない。

頼るなら、柏原しかいないと思う。

静奈：お兄・・。どうしたの、二人とも。

功一：ただし、まともに情報を流したら俺たちが捕まる。

忘れんなよ。俺たちは、犯人の息子を騙そうとしている詐欺師だ。

(流5話)

例文(25)中津：おまえがいてくれたお陰で、俺最高に楽しかったよ！

佐野：アメリカ行つても、俺のこと忘れんなよ。

瑞稀：おお。

(花ざ12話)

例文(26)父：聞いたよ。院長先生から直に。

美桜：・・そう。

父：頭の中にレモンくらいの腫瘍があるって。

～～。果物屋かつての。

俺のことは心配すんな。泣き言は言わない。

ちゃんと向き合つて頑張るさ。

(薔6話)

例文(27)司：ぼやぼやすんな、牧野！

お前らしくやりやいいんだよ！

(花9話)

例文(24)と(25)と(26)と(27)の「忘れる」「心配する」「ぼやぼやすする」などのような動詞は、肯定命令としては、動きの達成だけではなく、動きの発生・展開・過程をも自分の意志でもつて制御できない「非自己制御性」である(仁田1991)。しかし、否定命令にすると、否定事態の実現・達成そのものは、自分の意志でもつて制御できないにしても、事態を実現しないようにする過程企て努力が、望ましい動きとして、自己制御可能になる「過程の自己制御性」になる(仁田1991)。

仁田(1991)で命令文の成立条件のうち、「聞き手は、自分の意志でもつて、その動きの実現化を計り、その動きを遂行・達成することができる」という、この条件を欠くことに応じて、命令の文であることをやめたり、典型的なそれからずれていったりすると述べている。それで、否定命令で、事態を実現しないようにする過程は自己制御可能で、事態を遂行・達成することができない、「過程の自己制御性」の動詞は命令の意味を表しにくい言える。

例文(24)と(25)は、述語として同じく「忘れる」が使われているが、否定命令で、事態を実現しないようにする過程は自分の意志で制御可能であるが、自分の意志で事態の実現はできないものなので、あらかじめその動作を行わないように求められているより、場面状況によって、例文(24)は聞き手への注意喚起、例文(25)は話し手の願いに近い。例文(26)の「心配する」は、心理活動をしめす動詞で、自分の意志で事態の実現はできないものなので、否定命令文で、命令の意味より、聞き手を安心させるものに近い。例文(27)の「ぼやぼやすする」は無意志動詞で、自分の意志で事態の実現はできないものなので、命令の意味より、場面

状況によって聞き手へのはげましに近くなる。

韓国語の例文を見てみると、

例文(28)철수: 그랬어야 되는데, 그건 아직 안되더라.

아직 내 눈엔 니가 상실이로만 보이니까

안나: 내 이름은 상실이가 아니야, 니가 모르고 있던 내 이름은,

철수: 얘기하지 마.

그냥 계속 모르고 있는 게 좋겠다.

(환15화)

例文(29)석현: 에이즈 그런 병 아냐.

일상생활은 얼마든지 같이 해도 괜찮아, 용주야.

석현모: 괜찮긴 뭐가 괜찮아!!

(고9화)

약한 애들이라서 감기만 걸려도 한 반 전체가 감기를 앓던데.

조심해서 나쁠 거 하나도 없어. 안 돼. 당분간 학교 가지 마.

석현: 그게 감기처럼 쉽게 옮고 그리는 병이 아니에요, 어머니!!

例文(28)と(29)は、日本語の「な」と同じように、話し手が聞き手に対して、「 얘기하지 마、 가지 마」という時は、まだ當該の行為は実現されていないく、聞き手がこれから行なおうとする動作、行う可能性があることを懸念して、あらかじめその動作を実行しないよう求めている。

例文(30)철수: 안 돼! 그거 던지면 죽는다!! 진짜 죽는다.

잘못했어. 제발 던지지 마. 제발

안 돼!

(환2화)

例文(31)소란: 너무 걱정하지 마.

그냥 주무시는 거야.

이 편하신 표정 좀 봐라. 코 고는 소리 안 들려?

(고15화)

例文(32)빌리: 당신 괜찮아지면, 바로 미국으로 돌아가자. 이제 우린, 예전으로 돌아온 거야.

안나: 빌리, 착각하지 마.

난 내 자리로 돌아온 거지 당신 곁으로 돌아온 게 아니야.  
무슨 오해가 있었던, 당신은 날 내버려뒀어. (환15화)

例文(30)は、述語が意志動作動詞の「던지다」であるが、聞き手がこれから行なおうとする動作を実行しないように命じるというより、文末の願望表現と呼応する「제발」という副詞と一緒に使われ、「投げないでほしい」というような聞き手がある行為をするようと望む、話し手の願望の意味が漂う。

例文(31)の「걱정하다」は、心理活動をしめす動詞で、自分の意志で事態の実現はできないものなので、否定命令文で、命令の意味より、聞き手を安心させるものに近い。

例文(32)の「착각하다」は無意志動詞で、自分の意志で事態の実現はできないものなので、否定命令文で、命令の意味より、場面状況によって忠告の意味に近くになる。

日本語の「な」と韓国語の「ㅁ」の「未然防止」用法は、命令の対象になる行為が成立する時点は未来で、まだ実現されていない行為をあらかじめに実行しないように求めるものである。しかし、述語が意志・動作動詞の場合でも、まだ実現されていない行為を禁止するというより、場面状況によって、「~てほしい」というような聞き手がある行為をするようと望む、話し手の願望に近くになる場合もある。自分の意志で事態の実現はできない、無意志動詞と心理活動をしめす動詞は、場面状況によって聞き手を安心させたり、聞き手へのはげましの意味になる。

#### 4.まとめ

本稿では、日・韓両言語の否定命令表現「な」と「ㅁ」の意味用法を禁止の対象になる行為が成立する時点により、「再発防止」「続行阻止」「行為維持」「未然防止」に分類した。

「再発防止」は、命令の対象になる行為が成立した時点は過去で、過去に一回したことのある動作、過去から現在まで続いている動作に対して、「もう、二度と」などの副詞と共に起し、これからはしないようとするものである。

「続行阻止」は、命令の対象になる行為が成立する時点は現在で、すでに実行している行為をやめるように命じるものである。

「行為維持」は、命令の対象になる行為が成立する時点は現在である。普通の否定命令がある行為をしないようにするものであるが、この「行為維持」用法は、話し手が、発話時に

ある状態に置かれている聞き手に対し、その状態を維持するよう求めているものである。それで、「その状態のとおりで変化のない」という意味の「そのまま」などと共に起が可能である。

「未然防止」は、命令の対象になる行為が成立する時点は未来で、まだ実現されていない行為をあらかじめに実行しないように求めるものである。

### 【参考文献】

安達太郎(2002)「命令・依頼のモダリティ」『新日本語文法選書4モダリティ』くろしお出版

仁田義雄(1991)『日本語のモダリティと人称』くろしお出版

日本語教育学会編(2005)『日本語教育事典』大修館書店

村上三寿(1993)「命令文—しろ、しなさい—」『ことばの科学6』むき書房

---

논문투고일 : 2012년 06월 10일  
심사개시일 : 2012년 06월 20일  
1차 수정일 : 2012년 07월 10일  
2차 수정일 : 2012년 07월 20일  
게재확정일 : 2012년 07월 25일

## 〈要旨〉

### 日韓両言語の否定命令表現「な」と「マ」の対照研究

本稿では、日・韓両言語の否定命令表現「な」と「マ」の意味用法を調べた。行為の成立時間によって、「再発防止」は、命令の対象になる行為が成立した時点は過去で、過去に一回やったことのある動作、過去から現在まで続いている動作に対して、「もう、二度と」などの副詞と共に起し、これからはしないようとするものである。「続行阻止」は、命令の対象になる行為が成立する時点は現在で、すでに実行している行為をやめるように命じるものである。「行為維持」は、命令の対象になる行為が成立する時点は現在である。普通の否定命令がある行為をしないようにするものであるが、この「行為維持」用法は、話し手が、発話時にある状態に置かれている聞き手に対し、その状態を維持するよう求めているものである。それで、「その状態のとおりで変化のない」という意味の「そのまま」などと共に起が可能である。「未然防止」は、命令の対象になる行為が成立する時点は未来で、まだ実現されていない行為をあらかじめに実行しないように求めるものである。

### A comparison of negation order expressions in Korean and Japanese

In this study, an investigation was made regarding meaning and usage of negative command expression in the languages of Japan and Korea such as 'NA' and 'MA'. These expressions can be divided into 'prevention of recurrence', 'deterrence of continuation', 'maintenance of action', and 'prevention in advance' based on the timing when such an action takes place. In the case of 'prevention of recurrence', the action that constitutes the target of a command took place in the past, and the command is used to prevent such an action in the future which took place once in the past or which continues from the past to the present when used together with such adverbs as 'mou or nidoto'. In the case of 'deterrence of continuation', the timing when the action that constitutes the target of the command is the present, and the command is used to stop action that is being implemented presently. In the case of 'maintenance of action', the timing when the action that constitutes the target of the command is the present. Although a negative command is used ordinarily to stop an action, this 'maintenance of action' is used to request maintenance of a certain state to the listener in which he or she is engaged presently at the time when the speaker utters the command. Hence it is possible to use this command together with 'sonomama' which means 'the state as it is without any change'. In the case of 'prevention in advance', the timing when the action that constitutes the target of the command is the future, and the command is used to ask not to carry out an action in advance which has not been implemented yet.